（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第十二条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又は財政投融資特別会計の投資勘定」を「、財政投融資特別会計の投資勘定又は東日本大震災復興特別会計」に改める。

（地方税法施行令等の一部改正）

第十三条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第四条の二第六項」を「第四条の二第七項」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十四条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十三号を第四十五号とし、第十号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

十一　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

第十三条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

（警察庁組織令の一部改正）

第十五条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「交通安全対策特別交付金勘定」の下に「の経理」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産及び物品の管理及び処分のうち警察庁の所掌に係るものに関すること。

第十条第二号の次に次の一号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち警察庁の所掌に係るものに関すること。

（金融庁組織令の一部改正）

第十六条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十六号を第四十八号とし、第四十五号を第四十七号とし、同項第四十四号中「第八条第二十一号」を「第八条第二十三号」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項中第四十三号を第四十五号とし、第十五号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

十六　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

第二条第二項中「同項第二十四号」を「同項第二十六号」に、「同項第二十五号」を「同項第二十七号」に、「同項第二十八号及び第三十三号から第三十七号まで」を「同項第三十号及び第三十五号から第三十九号まで」に、「同項第二十九号」を「同項第三十一号」に、「同項第三十八号及び第四十一号」を「同項第四十号及び第四十三号」に、「同項第四十号」を「同項第四十二号」に改める。

第八条中第二十三号を第二十五号とし、第十二号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　東日本大震災復興特別会計の経理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

十三　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち金融庁の所掌に係るものに関すること。

（消費者庁組織令の一部改正）

第十七条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十七号を第二十九号とし、第十八号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　東日本大震災復興特別会計の経理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。

十九　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち消費者庁の所掌に係るものに関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第十八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十八号を第三十号とし、第十七号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

十七　東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。

十八　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。

第二十三条中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。

（法務省組織令の一部改正）

第十九条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十一号を第四十三号とし、第十四号から第四十号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

十五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

第三条第二項中「前項第二十七号、第二十八号」を「前項第二十九号、第三十号」に、「第二十九号から第四十号まで」を「第三十一号から第四十二号まで」に改める。

第十六条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計の経理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

四　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

第十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

（外務省組織令の一部改正）

第二十条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、同項第三十三号中「第十五号、第二十八号」を「第十七号、第三十号」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十二号を第三十四号とし、第十四号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　東日本大震災復興特別会計の経理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

十五　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち外務省の所掌に係るものに関すること。